

店頭商品デリバティブ取引約款 新旧対照表

改定箇所は下線

新	旧
<p>第 7 条（口座の開設）</p> <p>お客様は、本取引に関する口座(以下「本口座」といいます。)の開設を希望するにあたり、当社所定の本約款及び取引説明書その他当社の定める規則等の内容に同意の上、本口座の開設を申し込みるものとします。お客様は、申し込みにあたり以下の各号の要件その他当社の定める要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。</p> <p>(2) 年齢が 20 歳以上 <u>90</u> 歳未満の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合は、取引担当者が年齢が 20 歳以上 <u>90</u> 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(略)</p>	<p>第 7 条（口座の開設）</p> <p>お客様は、本取引に関する口座(以下「本口座」といいます。)の開設を希望するにあたり、当社所定の本約款及び取引説明書その他当社の定める規則等の内容に同意の上、本口座の開設を申し込みるものとします。お客様は、申し込みにあたり以下の各号の要件その他当社の定める要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。</p> <p>(2) 年齢が 20 歳以上 <u>75</u> 歳未満の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合は、取引担当者が年齢が 20 歳以上 <u>75</u> 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(略)</p>
<p>第 30 条（解約）</p> <p>(略)</p> <p>(14) お客様が満 <u>90</u> 才以上となったとき</p> <p>(略)</p>	<p>第 30 条（解約）</p> <p>(略)</p> <p>(14) お客様が満 <u>75</u> 才以上となったとき</p> <p>(略)</p>